

を改造するには二三億円の資金を必要とし、また建設率や消防法上、法律面で改造は必ずしも面もあることから、この点を十七日にまとめて市長に報告したい。民間保育所関係の減額は、百八十人の見込減によるものだが、保育所の八園児を常に定員にばいにしておくことは必ずしも、一年を通じて見ると、このよう結果が出ることもある。五才児が欠けたからといって、セブツ児を入れることは必ずしも、欠員が出た場合、市でも一生懸命努力しているが、このよう事情も御理解願いたい。また、託児保育の欠員補充については、目下人事当局にもお願いし、早急に補充するよう努力中である。—— などの答弁が行われました。

引き続き委員中より、市民部関係の統計調査費のうち、人口統計調査費の財源内訳の変更、補正措置について、当初予算から第五次補正までを見事に、この目の一般財源は二千円しかない。しかるに今回、これを七千円減額する、という事は、計数的に不可能のはず。とりしてこのよう措置ができて、この質疑があり、財政局の出席を求めて、種々審査の結果、財政担当課長より、数字的訂正申し入れがありました。この申し出に対し、当委員会慎重なる審査を行、結果、この訂正は、他の委員会にも影響を与え申し出であ

る。よって財政局が他の委員会にも出席し、了承を求めることを条件に、この訂正申し入れを了承し、質疑を終わり、採決の結果、当委員会としては、全員異議なく、本議案は原案どおり可決するものと決定した次第であります。何となくよく御審議の上、当委員会決定どおり御可決願はんことをお願いし、補足説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で各委員長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言願います。十二番松山清君。

(十二番松山清君登壇)

○十二番(松山清君) 議案第十九号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第六号)について、反対討論をいたします。

当補正予算で一定分の歳入歳出においてはねむを得ない確定した財源の計上や歳出分の精算的増減などの事務的予算計上が行われておりますが、地方交付税などに見られるような、すでに十二段階で確定した財源をこの年度末の補正予算に計上するなど、きわめて意識的財源を留保するための措置が行われております。この結果、本来五十四年度において市民に還元されるべき財源であるにもかかわらず、歳出におきましては都市施設整備基金への一億七千万円にのぼる積み立てや予備費への一千六百万円の増額などに回されてしまっております。この結果、都市施設整備基金は累計九億三千九百万円、また予備費も一億五千五百万円にのぼるなど、莫大の財源を留保することに相なり、市の財政当局にとっては、果た財政運用ができるでありませんが、市民にとりましては、五十四年度において、当然還元されるべきものが削り取られてしまったことになり、このような措置を行う、この当補正予算に対して私は反対するものであります。

以上、簡単ではありますが、私の反対討論といたします。

議長 小林菊三君 次に賛成者二番仲村清信君。

(二番仲村清信君登壇)

○二番(仲村清信君) 議案第十九号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算

(第六号)について賛成討論を行います。

反対者が申されますように、非常に交付税等の、今期での予算への計上がおくれこぼり、使い残しが非常に多いんではないかと、いふうなことでございまして、私も私さ、いろいろの理事者側からの説明を聞きまして、何せ市独自でござるものと、国や都からの交付税等の内示の時期が、非常に本年度はおくれておた、といううな理由の説明をお聞きいたしました。理事者の方に格段の御努力の後が見えるというふうな感じでした。その年度の中で十分予算化され、市民のために使われることが望ましいわけではございますが、その説明を聞きまして、納得したわけでございまして、今後とも確定され予算につかましては、市民のためにぜひとも有意義な運用をお願いするものでございまして、この件につきましては、三委員長の御報告とおり、総務委員会におきましても、その所管分について賛成多数、建設委員会におきましては、原案を可決、厚生委員会においても原案を可決されております。

この際、理事者側においても、本補正予算の意に沿うよう、十分の御努力を、

れりことを望みまして賛成の討論といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本業について、起立により採決いたします。

本業は委員会審査報告により決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。よって議案第十九号は委員会審査報告により可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第二十号昭和五十四年度福生市国民健康

保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長関米吉君登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 議案第二十号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書とおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について、その大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本議案の提案理由について、担当課長より、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ三千四百五十八万三千円を追加しようとするもので、歳入財源は保険料の調定増、国庫負担金及び預金利子を追加したものである。

歳出の主たるものは療養給付費の七千五百十三万七千円で、これは当初月平均六千万円と見込んでいたものが十二月現在において月平均六千五百万円と大幅に増加したため、今後の推計上、補正せざるを得なくなった。この補正に伴い療養給付費は総額七億九千六百十二万二千円となる。

なお、歳入において、不足する財源は、予備費の八千四百一万五千円から三千九百四十九万八千円を減額し、充当するものであるとの説明があり、質疑に入りましたが、質疑はなく、採決の結果、当委員会としては、全員異議なく、本議案は原案を

いおり可決すべしと決定した次第であります。

何と云ふように御審議の上、当委員会決定いおり御可決あらんことを願ひ、補足説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

これに議題となっております議案第二十号については、討論を省略し、委員会報告いおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

これに小野沢久君から、本案は委員会審査報告いおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十議案第二十一号昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名でございますので、審査報告をいたします。お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

まず理事者の説明を受け、質疑に入りました。
加美平区画整理に伴う換地精算金について、加美平統事業費に変更はいいか。予備費の考え方について等の質疑がありました。

精算金は総額一億五千四百九十七万九千円見込んで、そのうち五十四年度は一億一千七百四十五万円。一括納入者が二百二十三人、分納が七十八人であり、この分納が七十八人分が今後残っている分である。五十五年度が約一千二百三十六万円、五十六年度が約九百九十六万円、五十七年、五十八年、五十九年度について約一千五百二十万円を徴収したい。加美平の事業はすべて完了しており、事業費の変更はなく、精算金の一部が残っているだけである。予備費というのはいく算の構成のテクニック上、認められているもので、構成比の三%以内という、一定の指針もあるが、五十四年度は当初予算においては都の財源が確定しておらず、そういう場合には一定の安全をとって、予備費の額はふえてくることもある。——等の答弁があり、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御確定くださるようお願いします。報告とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長、審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

これいま議題となっております。議案第二十一号については、討論を省略し、委員会報告のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

これいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一議案第二十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

議三十二
議八
議九
議十一
議十二
議十三
議十九
議二十
議二十一

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名でございますので、本案について審査の報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭、理事者の説明を受け、質疑に入りしました。

繰越明許費の内容について、受益者負担金の延滞金について、水洗便所改造資金の利子補給金等について質疑があり、繰越明許費は、東口の東福生駅北側の国道に出たところから、羽村境までの八百ミリの推進管で、本年度末約六二%の完了を見るが、残りの三八%について、五十四年度事業として繰り越えうと、いうことで、五月三十一日を完了見込みとしている。延滞金の件は、当初二十万圓繰り越えしたが、受益者が約九五%で、また分割納付も当初予定より少なくなつたというので、対象件数が相当減つてゐるためである。受益者負

担金の令書は、六月までに申告を受けて、発行しており、年間四半期に分けて徴収してゐる。たとえば、払わないうちに転居してしまつたという様な例は、いまのところはないが、今後どのような問題について、取り組みも十分詰めていきたい。利子補給の減額の内訳は、当初取り立て不能の分として二十五万圓の三件分で七十五万圓を見込んでいたが、その分と、利子補給の分としての十八万三千圓である。利子補給は、五十三年度からの引き継ぎ分も含めて、当初二百三十件予定してゐたが、実際には五十九件の二十四万圓である。——等の答弁がありました。

さらに委員より都市下水路との関連もあるので、羽村幹線についてぜひ協力してほしい。また、下水道の普及率を上げる努力もお願いしたいとの要請発言があり、全員異議なく、原案により可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを仰ぎます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第二十三号昭和五十五年度福生市一般会計予算を議題といたします。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

本案についてはすでに特別委員会で十分審議が尽くされており、委員長報告及び質疑を省略し、委員長報告及び質疑を省略せんことを仰ぎます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案については、委員長報告及び質疑を省略し、動議が提出されましたが、本動議により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告及び質疑を省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者が発言を願います。十二番 松山清君。

(十二番 松山清君 登壇)

○十二番(松山清君) 反対討論、議案第二十三号昭和五十五年度福生市一般会計

予算。当議案につきましては、三月十三日の予算審査特別委員会における採決時に反対討論をいたしておりますが、なお本会議においても反対討論をさせていただきます。

政府の地方財政政策並びにこの方針に忠実に従った鈴木都政の財政運営、特に中間答申の実施により、都下市町村は多額の財政負担を強いられました。しかし、石川市長は政府並びに都政の市財政圧迫政策をやむを得ないと言って、大変理解を示しております。この結果、市は都の補助金削減の穴埋めをするために多額の財政負担をすることに相なりました。

しかし、問題なのは、このような都へ穴埋めの財政負担を大きな理由に市としてまたまた財源がありながら、市民生活に必着している福祉施策などにおいて、新規施策は全く取り入れられていないばかりか、継続される施策においても、レベルアップはほとんど実施されていっていないことでもあります。

御承知のように、石油を初めとした物価の上昇、電気、ガスなどの公共料金的大幅引き上げなどが、相次いで実施され続けている。現在、五十四年度と同様の据え置きであるならば、実質的には大きなレベルダウンであることは申すまでもありません。

もありません。

また施設等の建設は、実施計画に基づき、予算計上されておりますが、これは当然のことでもあります。

今回の予算も言ってみれば、石川市政のこれまでの予算編成と同様、福祉に力を入れ、建設事業重点の予算編成を踏襲したにすぎません。五十四年度六号補正時で、九億三千九百万円という基金の積み立てに見られるように、多額の財源がある現在、いまのような経済状況においてこそ、市民の生活を守るための予算編成が求められているときはありません。

しかし、石川市政は全くこれらのことを省みない、やる気がない、いかうではないだけです。

今後、早急に住民福祉向上のための補正措置を実施することを強く要求して、私の反対討論といたします。

○議長(小林菊三君) 次に賛成者七番森田治男君。

(七番森田治男君登壇)

○七番(森田治男君) 議案第二十三号昭和五十五年度福生市一般会計予算

に対する賛成討論を行わせていただきます。

イラン革命に触発された第二次オイルショックは、世界の文化と経済を変えてしまふほどのものであり、わが国においても、つい先日、スタグフレーションを防止する意味から、第五次公定歩合の引き上げと、物価抑制を目指して、総需要管理という性格が打ち出されましたことは、御承知のとおりでございます。

東京都におきましては、財政崩壊、赤字団体転落寸前という現況から、財政再建に向けて各種の施策が講じられておるわけでございます。一方、市民からの行政需要は、年々増加の一途を辿り、その内容も複雑多岐にわたっております。

当市を取り巻く環境は、いままでも、そしてこれから先も決して楽観的であつてはなりません。このような状況の中にあつて、石川市長は、財源確保を第一目標に掲げられ、横田基地所在地という特殊事情を十分に生かして、国に対して熱心に働きかけをされ、これこそ、地財法適用というめいめ町から一変して健全財政の町に、しかも都市施設においては、全国一を誇るうとする福生市へと脱皮でき得たものと確信をいたします。

さて昭和五十五年度の福生市一般会計予算を見ますと、石川市長の堅実性が随所に見受けられるのであります。

歳入におつては、前年度当初予算比一四・七％の増加、九十六億二千八百万円であります。昭和五十四年度六号補正時点と、昭和五十五年度当初予算との対比は四％の伸びであります。すでに決算されました昭和五十三年度と昭和五十四年度六号補正時点での対比は五・五％の伸びをあげていることから、私は全くこれだけの歳入見込であると判断をいたすものであります。

しかしながら、防衛絡みの国庫補助金の獲得に当たつては、従来より積極的な働きかけを必要とする国のシステムでありますので、十分に留意されるよう切望いたします。

歳出におつては、普通建設費が二十九億二千百万円。歳出の二〇・三％を構成しており、都平均二六・九％に比較して、積極的に市民要求に応じている姿勢がうかがえるのであります。

また人件費十八億四千万円は、歳出全体の一九・一％であります。指標ともいふこの地方財政計画の人件費の構成比二八・三％に比較して、またらうまい